

## 国立大学法人豊橋技術科学大学財務基本方針

令和4年3月30日制定

令和6年1月24日改正

### はじめに

国立大学は、平成16年度に法人化後、19年が経過し、令和4年度には第4期中期目標期間を迎えた。第4期を迎えるにあたり文部科学省から「国立大学改革方針」の提示や文部科学省、内閣府、国立大学協会の3者による「国立大学法人ガバナンス・コード」が策定された。また、第4期に向けて中期計画の策定を行った。

令和元年6月18日に文部科学省が策定した「国立大学改革方針」の国立大学の取り組むべき方向性で財務に係る部分は、「5. 強靱なガバナンスに支えられた国立大学（経営体制の強化）」である。具体的には、「経営を担う人材の育成・活用による経営基盤の強化」、「意欲ある若手等優秀な教員が厚遇される国際通用性ある人事給与マネジメントの実現」、「高度専門職の積極登用など職員の人事給与マネジメントの弾力化と高度化」、「教育研究コストの「見える化」による、効果的な学内の資金配分の実施とステークホルダーへの説明」、「『大学ガバナンス・コード』の策定とそれによる改革の促進』となっている。

また、令和2年3月30日に策定された「国立大学法人ガバナンス・コード」では、「国立大学法人においては、高い公共性が求められ、各種の財政支援等が行われていることから、強固なガバナンス体制を築くとともに、そのことを多様な関係者に対して明らかにするため、文部科学省及び内閣府が責任をもって関与する形でガバナンス・コードを策定」と記されており、財務に係る事項も掲載されている。具体的には、補充原則1-2①「目標・戦略の実現のため人員及び資金等の適切な資源配分」、補充原則1-2②「エビデンスベースによる検証での資源配分方策の見直し」、原則1-3「人的・物的資源等の戦略的な資源配分を基に経営」、補充原則1-3④「中期的な財務計画を策定」、補充原則1-3⑤「財務計画により外部資金獲得体制の整備、資産の有効活用」や補充原則1-3⑥「中期的な財務計画、教育研究の費用及び成果等を公表」、原則2-1-4「教育・研究・社会貢献機能を最大化するための戦略的な資源配分と成果の適切な検証」と記載されている。

国立大学法人ガバナンス・コードに対する財務に係る部分の本学の適合状況については、全て実施していると公表している。その中で補充原則1-3⑥「本学では、安定的な財政基盤を確立するため、第4期中期目標期間に係る財務基本方針を策定しています。また、認可された中期計画においては、予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画を示し、公式ウェブサイトにて公表しています。さらに、公的資金の他、産業界からの外部資金、寄附金等を含めた財政計画、資金運用計画を策定することとしています。」として、財務基本方針、財政計画及び資金運用計画の策定に言及しており、本基本方針の策定に繋がっている。

また、第4期中期計画では、「11-1 安定的な財政基盤を確立するため、中長期の財務

の基本方針を策定し、公的資金のほか、産業界等からの外部資金、寄附金等を含めた財務計画、資産運用計画を策定し、財源の多元化の促進、安定的な財政基盤をマネジメントする。」としている。11-1の評価指標として外部資金比率について15.4%とする（令和9年度末：第4期中期目標期間の平均）となっている。加えて、「11-2 学内の各種の戦略部門が担うIR分析の結果等により、学長裁量経費等を活用し、学内の資源配分の最適化を進める。」となっている。11-2の評価指標は、「IR分析の結果等に基づく資源配分の最適化に向けた取組の強化。（学内総予算に占める学長戦略枠予算13%、教員総定員に占める学長戦略枠定員22%とする。（令和9年度末：第4期中期目標期間の平均))」としている。

第3期からは、運営費交付金について三つの重点支援の枠組みを新設し、取組の評価に基づくメリハリある配分を実施している。本学は「重点支援①：主として、地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学」を選択し、令和3年度末まで取組を実施し、自ら定めたKPIの実績に対して文部科学省から高い評価を得てきた。しかし、財務省の財政制度等審議会の指摘もあり、この重点支援の仕組みは令和元年度から変更・縮小されて、新たに運営費交付金の基盤経費に対して「**成果を中心とする実績状況に基づく配分の仕組み**」が新設され、重点支援の3つの枠組みの大学間で教育・研究・経営の客観的指標の成果に基づく配分が行われ、第4期においてもこの仕組みは継続される。

「第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会」において、「審議まとめ」が令和3年6月18日に取りまとめられた。それを踏まえて「令和4年度国立大学法人運営費交付金概算要求の方向性について」（令和3年6月30日 文部科学省高等教育局国立大学法人支援課・研究振興局学術機関課）において新たな支援の枠組みが二つ示された。一つ目は「**ミッション実現戦略分**」であり、「運営費交付金において、各国立大学が社会的なインパクトを創出するために効果的な取組を分析し、その戦略的な強化に取り組むことを後押しする仕組み」である。なお、令和7年度及び9年度終了時に創出された社会的インパクトの評価が行われ、第5期中期目標期間の運営費交付金に反映される予定である。二つ目は、「**教育研究組織改革分**」であり、第3期から行われた「教育研究組織整備分」の後継である。これは、「真に必要な教育研究組織整備について、これまで支援してきた人件費相当額と併せて、組織整備による安定的な教育研究活動に要する事業推進費（事業に必要となる全学的な高度専門職人材（マネジメント人材やURA、リサーチエンジニア等）に係る経費等も含む）や、当該組織整備により重点的に取り組むプロジェクト経費、及び教育研究組織の新設・拡充に係る環境整備費や設備費についても一体的に支援する」となっている。前述のとおり、第3期の令和元年度から始まった「**成果を中心とする実績状況に基づく配分**」は第4期も引き続き継続されているが、本学が属する現在の「重点支援①」については、事業規模に大きな影響を及ぼす附属病院の有る28大学、無い27大学によってグループ分けされた。指標は現行のものを基本としつつ、アウトカム指標への厳選や博士課程に特化した指標の追加、改革努力が的確に反映されるよう、実績の伸びも加味されることとなった。

今まで述べてきたこれらの動きや施策を基にして本学の機能強化（特に外部資金の獲得増加）に繋がる財務基本方針を以下に策定する。

## 1. 財務基本方針の役割

本学の中長期間を見据えた安定的な財政基盤の確立のため、財務基本方針（以下、基本方針という）を定める。

それにより第4期中期目標期間における財政計画を策定する。また、基本方針・財政計画に基づいて予算編成方針を毎年度ごとに策定のうえ、機能強化に繋がる学内予算編成を行う。また、基本方針に基づき資金運用計画を作成のうえ資産運用を実施する。

## 2. 方針

### 2-1 収入の確保

本学の収入基盤は、自己収入(主に学生納付金)、運営費交付金、外部資金(共同研究、受託研究、寄附金等)及び補助金で構成される。以下にそれぞれの収入確保の方針を定める。

#### 2-1-① 自己収入（主に学生納付金）

大学運営に必要な財源を安定的に確保するため、学生納付金・寄宿料収入等の自己収入の確実な収納を図る。なお、授業料、入学料及び検定料については、原則、国の標準額を基準とするが、財務状況を見て慎重に対応する。長期的に入学料、検定料収入は、少子化に伴う受験者数の減少も見込まれる。そのため、受験者数増加に繋がる施策を図っていく。

意欲と能力のある学生が経済状況に関わらず修学の機会が得られるよう、国の高等教育就学支援新制度の対象校の申請を行い、認定の取得を継続する。大学院生については国から措置された授業料等免除枠を活用し支援する。

優秀な学生を確保するため、優秀学生支援制度として、学部1年次入学生の成績最上位者に経済的な支援や学部3年次編入生の優秀学生を対象に本学独自の給付型奨学金制度を実施し、継続する。

また、学部及び研究科における学生収容数については、国立大学の学部における定員超過の抑制方針に基づき適正な管理を行う。少子化に伴う学部及び研究科の定員未充足による自己収入への影響について分析、施策の検討を行う。

#### 2-1-② 自己収入（収益事業等）

社会人向け実践教育プログラム、技術相談、企業説明会等の収益を伴う事業の実施、職員宿舎等の入居率を高めるとともに本学の有する土地建物等の資産活用も検討する等、多様な財源の確保に努める。

#### 2-1-③ 運営費交付金

「ミッション実現戦略分」は、本学の強み・特長である教育・研究分野の取組に予算配分して機能強化を図る。第4期中期目標期間において社会的なインパクトを創出し、文部科学省からの高い評価を目指す。それにより第5期からの運営費交付金の追加配分の獲得につなげる。

「教育研究組織改革分」は、本学の教育研究の機能強化につながる組織整備の概算要求である。そのため本学でしかできないもの、本学が行うべきもの、国の政策に対応するもの等の魅力があってインパクトのある組織整備の内容を企画して、獲得を目指す。

「成果を中心とする実績状況に基づく配分」は、外部資金の獲得増加、研究業績の推進に繋がる施策や学内予算編成を通じて本学の共通指標の実績向上を図り、グループ内での上位

に位置することで、配分額の維持及び増加を目指す。

調査に基づき措置される基幹運営費交付金及び特殊要因運営費交付金については、適切に調書を作成し、確実に交付を受ける。

#### 2-1-④ 外部資金（共同研究、受託研究、寄附金等）

外部資金（共同研究、受託研究、寄附金等）の第3期中期目標期間以上の獲得額の増加を目指す。また、本学の第4期中期計画 11-1 の評価指標は、「外部資金比率※（外部資金収益／経常収益）について 15.4%とする（令和9年度末：第4期中期目標期間の平均）」としている。そのため、競争的研究費に関する情報収集を迅速かつ的確に行うとともに、産業界・地方公共団体等の連携協力の強化を図り、共同研究、受託研究、寄附金等の外部資金の獲得に努める。長期的には運営費交付金、自己収入に次ぐ基盤的財源として運営費交付金・授業料・入学料・検定料の収益の合計に対する外部資金収益の割合を第3期の平均値 22%を上回る 25%相当を目指す。

科学研究費補助金は、研究推進アドミニストレーションセンターを中心に、申請件数、採択率を高める方策に取り組んで獲得に努める。

学生への財政的支援のための寄附金、基金（修学支援事業基金、教育研究支援基金）について学内外への働きかけを行って充実に努める。

間接経費の必要性や使途について産業界等に明示する等の取組を通じその理解を得て、着実に間接経費を確保し、財政基盤の強化に努める。

#### 2-1-⑤ 補助金（科学研究費補助金を除く）

補助金は、本学の中期目標・中期計画及び機能強化の方向性に合致し、実施可能な事業について、組織的に取り組んで獲得に努める。

本学の状況に応じて見直すキャンパスマスタープラン、教育研究設備マスタープラン等により、概算要求又は補正予算等に的確に対応し、施設整備費補助金、設備整備費補助金等の獲得に努める。

### 2-2 予算

学内の各種の戦略部門が担う IR 分析により本学の強み・特長となる教育・研究分野の状況を明示化する。その予算配分には学長裁量経費等を活用し、本学の教育研究の機能強化を推進する。

#### 2-2-① 予算配分

本基本方針に基づいて、毎年度作成する予算編成方針により学内予算編成（予算配分）を行う。

人件費は、人事計画に基づいて雇用計画、人事配置、人材育成等を計画的かつ戦略的に行うことにより適正な人件費総額を維持する。

物件費は、教育の基盤となる学生数積算経費及び研究の基盤となる教員数積算経費は、できる限り、現状を維持することを基本とするが、財政状況により、変更する。人件費の増加に伴って物件費の削減が必要な場合は、経費・事業・契約等の見直しを行って真に必要なものに配分する。

なお、共同研究、受託研究、補助金等の財源で実施している事業については、契約期間、補助期間が終了となる場合には原則として運営費交付金等の財源による措置は行わない。事業期間終了後も引き続き事業を継続する場合には、事業責任者は事業終了前の早期に自己財源の確保を図るものとする。

## 2-3 経費・収益

### 2-3-① 経費

事務の改革を推進して、経費・業務時間の抑制を図る。定型的業務のDX推進による効率化・合理化、省エネルギーの推進、管理的業務の契約の見直し等による経費の抑制を図る。

### 2-3-② 目的積立金

目的積立金については、経費等の抑制による収益を確保して、中期目標期間（6年間）中に基幹となる教育・研究設備、施設、事業に投資するため各年度に計画的な積み立てを行う。

### 2-3-③ 修繕引当金（減価償却引当特定資産）

今後必要が見込まれる施設設備の更新、修繕等に備え、予算の繰越、有効活用のため、修繕引当金（減価償却引当特定資産）として、計画的に資産の繰入を行う。

### 2-3-④ 予備費

災害、パンデミック、景気変動等の予測し難い事象や支出予算の不足に対応するため予備費を計上する。

## 2-4 資金運用

資金運用計画を策定し、運用益の最大化を図る。資金運用にあたっては、市場調査・分析を的確に行い、安全で確実な運用を行う。運用収益は学生支援、環境整備等に活用する。また、市場調査・分析能力向上のため資金運用に関する職員の知識習得に努める。